

1

基本構想策定の背景と経緯

1. 基本構想策定の背景と経緯

1-1. バリアフリー基本構想の策定にあたって

現在、我が国では他の先進国に例を見ない急速な高齢化が進行しています。「高齢社会白書（内閣府）」によると、2013年（平成25年）で高齢化率が25.1%と4人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されています。また、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。本市においても2011年（平成23年）10月1日現在で、高齢化率は24.2%となっており、同様の状況が懸念されています。

本市では、平成16年3月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づいて、高齢者や障がい者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備を図る一環として、河内松原駅周辺地区を重点整備地区とした「松原市バリアフリー基本構想」を策定し公共交通機関や道路等についてバリアフリー整備を進めてきました。

一方、行政機関をはじめとする建築物については、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により、バリアフリー化が進められてきました。

このような中、平成17年には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、障害の有無に関わらず、生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。しかし、ユニバーサルデザイン政策大綱がとりまとめられる過程で、ハートビル法と交通バリアフリー法が別々であることから、施設ごとのバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないという問題やソフト面での対策が不十分であるといった問題、さらには、バリアフリー化を推進する上で段階的・継続的に取り組みを進めるプロセスが確立されていない等の問題が指摘されました。

このようなことから、平成18年12月に一体的・総合的なバリアフリー施策の推進のため、従来のハートビル法と交通バリアフリー法が統合・拡充され「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。バリアフリー新法では、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路やハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、法制度が整いました。

本市においても、バリアフリー新法に基づき、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた基本構想（河内天美駅周辺地区、布忍駅周辺地区、高見ノ里駅周辺地区、河内松原駅周辺地区）を策定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とします。

1 - 2 . バリアフリー新法の概要

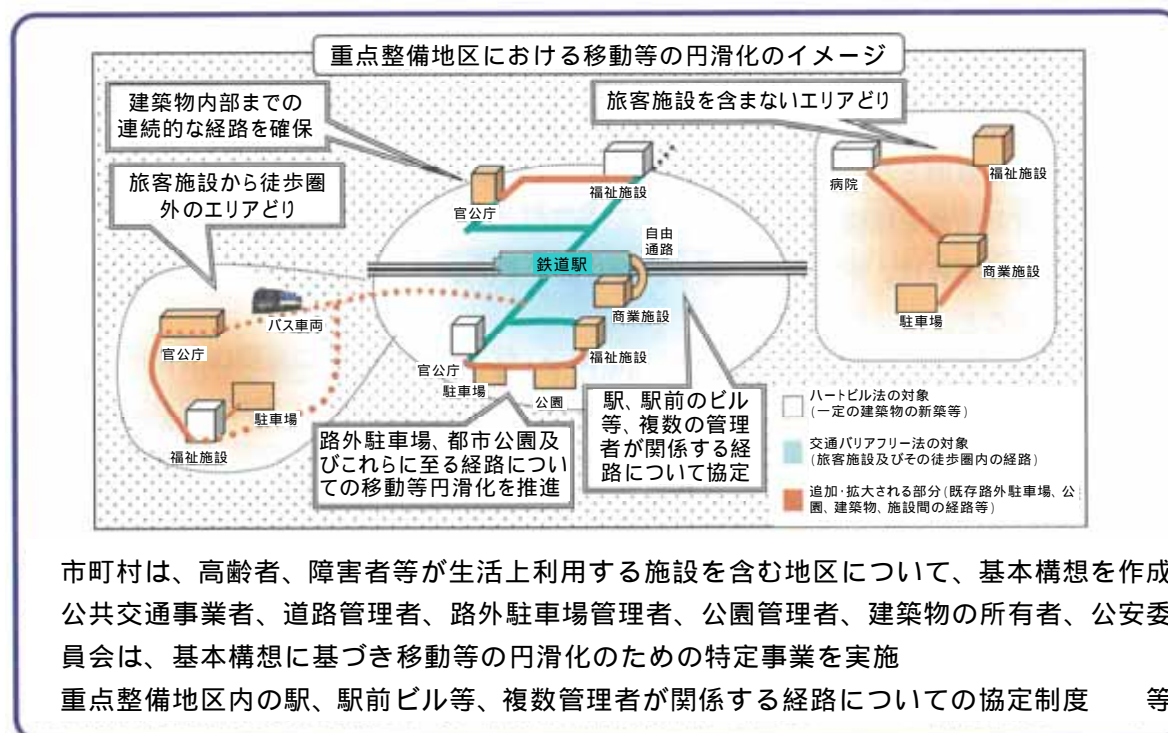
(1) バリアフリー新法の目的

バリアフリー新法の目的は、法第 1 条より、以下のとおりです。

公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）



一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の作成）



これらの措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性および安全性の向上を図ります。

(2) バリアフリー新法制定の経緯

ハートビル法（平成 6 年）
建築物等のバリアフリー化



交通バリアフリー法（平成 12 年）
旅客施設等のバリアフリー化
道路等のバリアフリー化



ユニバーサルデザイン政策大綱（平成 17 年 7 月）

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

バリアフリー化を促進する法律が別々につくられているため、現行のハートビル法では、建築物の施設ごとに独立して推進が図られており、連続したバリアフリー化が実現されていない。また、交通バリアフリー法では、旅客施設を中心とした地区にとどまっている。

また、ハード面の整備だけでなく、国民 1 人 1 人が、高齢者、障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、このような人たちの円滑な移動や施設の利用に積極的に協力していくという「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題があげられた。

これらの課題等について一体的・連続的な移動空間形成のため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた現行法の一体化に向けた法整備が構築された。

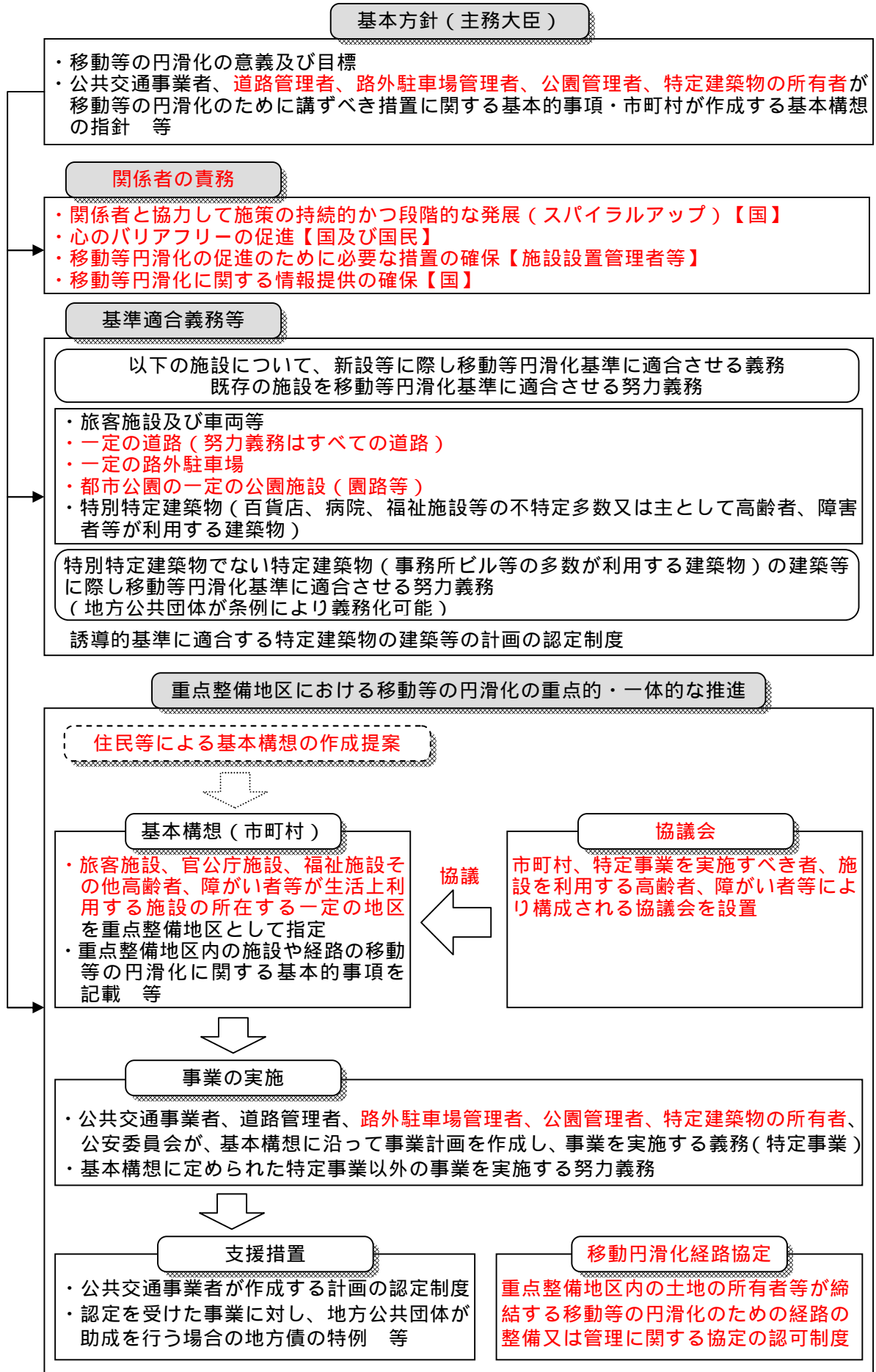


バリアフリー新法（平成 18 年 12 月）

ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充

(3) バリアフリー新法の基本的枠組み

赤文字は新たに盛り込まれた内容



1-3 . これまでの取り組み

本市では、平成 15 年度に河内松原駅周辺地区を重点整備地区として基本構想（以下、「旧基本構想」という。）を策定しています。現時点での実施状況を以下に示します。なお、表中の実施時期とは、旧基本構想策定時における実施予定時期を示します。

（１）公共交通特定事業

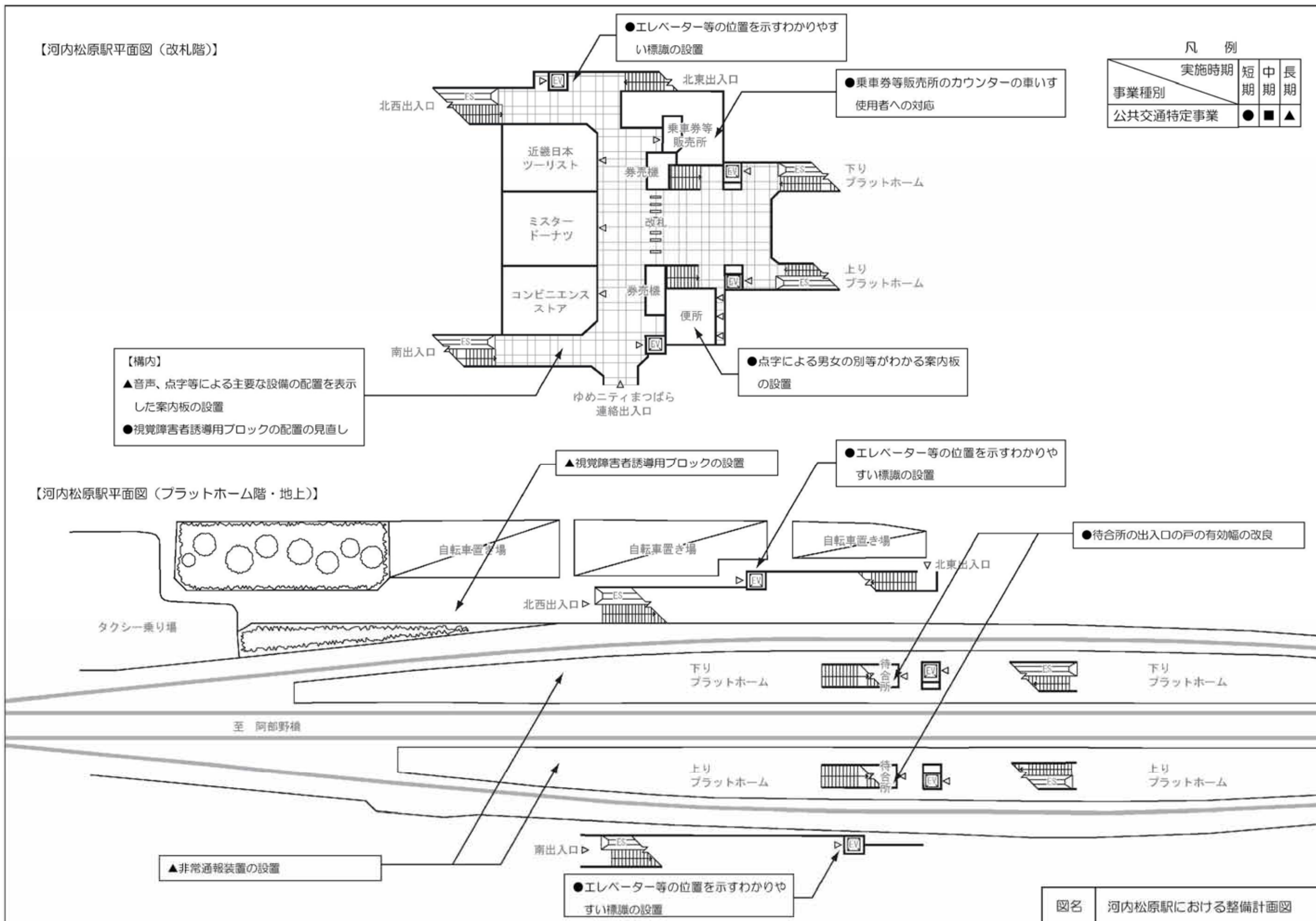
公共交通特定事業は、「敷地内通路」、「案内設備」、「便所」、「乗車券等販売所、待合所」、「プラットホーム」、「車両等」の施設について事業を挙げており、「車両等」以外の事業については、既に事業が完了しています。

一方、「車両等」の事業については、「バリアフリーに対応した車両の導入」を継続して実施している状況です。

表 1-1：公共交通特定事業の実施状況

施設名	事業内容	実施時期			実施機関	実施状況
		短期	中期	長期		
敷地内通路	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				近鉄	
案内設備	・音声、点字等による主要な設備の配置を表示した案内板の設置					
	・エレベーター等の位置を示すわかりやすい標識の設置					
	・視覚障害者誘導用ブロックの配置の見直し					
便所	・点字による男女の別等がわかる案内板の設置					
	・車いす使用者用（多目的）便所内のオストメイト器具の設置					
乗車券等販売所、待合所	・乗車券等販売所のカウンターの車いす使用者への対応					
	・待合所の出入口の戸の有効幅の改良					
プラットホーム	・非常通知装置の設置					
車両等	・バリアフリーに対応した車両の導入	順次				近鉄・近鉄バス

短期：平成 16～17 年度、中期：平成 18～19 年度、長期：20～22 年度



(2) 道路特定事業

道路特定事業は、「国道309号」、「堺大和高田線」、「我堂一津屋線」、「国道309号支線」、「上田1号線」、「上田2号線」について、大阪府、松原市が実施機関として事業を挙げています。

事業の実施状況については、表1-2及び表1-3のとおりです。

表1-2：道路特定事業の実施状況（道路）

施設名	事業内容	実施時期			実施機関	実施状況
		短期	中期	長期		
国道309号	・横断歩道に接続する歩道等の部分における水平区間の確保				大阪府	
	・視覚障害者誘導用ブロックの補修と配置の見直し					
	・総合福祉会館への案内標識の設置				松原市	×
堺大和高田線	・歩道の拡幅と設置				大阪府	×
	・歩道の横断こう配の解消					×
	・歩道上の電柱等の移設					×
	・グレーチング等の形状の変更					×
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置					×
	・総合福祉会館への案内標識の設置				松原市	×
	我堂一津屋線	・歩道の拡幅と改善				松原市
・車両乗入れ部における段差の解消と水平区間の確保						
・阿保茶屋交差点に接続する歩道の部分の縦断こう配の解消						
・視覚障害者誘導用ブロックの設置					×	
・市役所等への案内標識の設置					×	
・車止めの形状及び配置の見直し					×	
国道309号支線	・グレーチング等の形状の変更					
上田1号線	・歩道の改善				大阪府	×
上田2号線	・路側線を引き、路肩を明確にする。				松原市	
	・国道309号に接続する箇所における縦断こう配の解消					×
	・グレーチング等の形状の変更					部分完了
	・総合福祉会館への案内標識の設置					×

短期：平成16～17年度、中期：平成18～19年度、長期：20～22年度

表1-3：道路特定事業の実施状況（駅前広場）

施設名	事業内容	実施時期			実施機関	実施状況
		短期	中期	長期		
階段	・二段式手すりの設置				松原市	×
	・手すり端部の点字の設置角度及び表示内容の見直し					×
	・段鼻の明確化					
	・不均等な蹴上の解消					×

短期：平成16～17年度、中期：平成18～19年度、長期：20～22年度

(3) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、「特定経路上の主要な交差点における音声機能付信号機の設置」、「特定経路及び準特定経路における路上駐車の規制の強化」を挙げています。音声機能付信号機の設置については、予定していた3箇所のうち2箇所で完了しています。

また、路上駐車の規制の強化については継続中です。

表 1-4：交通安全特定事業の実施状況（駅前広場）

事業内容	実施時期			実施機関	実施状況
	短期	中期	長期		
・特定経路上の主要な交差点における音声機能付信号機の設置				公安委員会	3箇所中 2箇所 完了
・特定経路及び準特定経路における路上駐車の規制の強化					継続

短期：平成 16～17 年度、中期：平成 18～19 年度、長期：20～22 年度

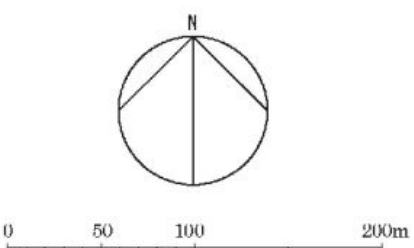
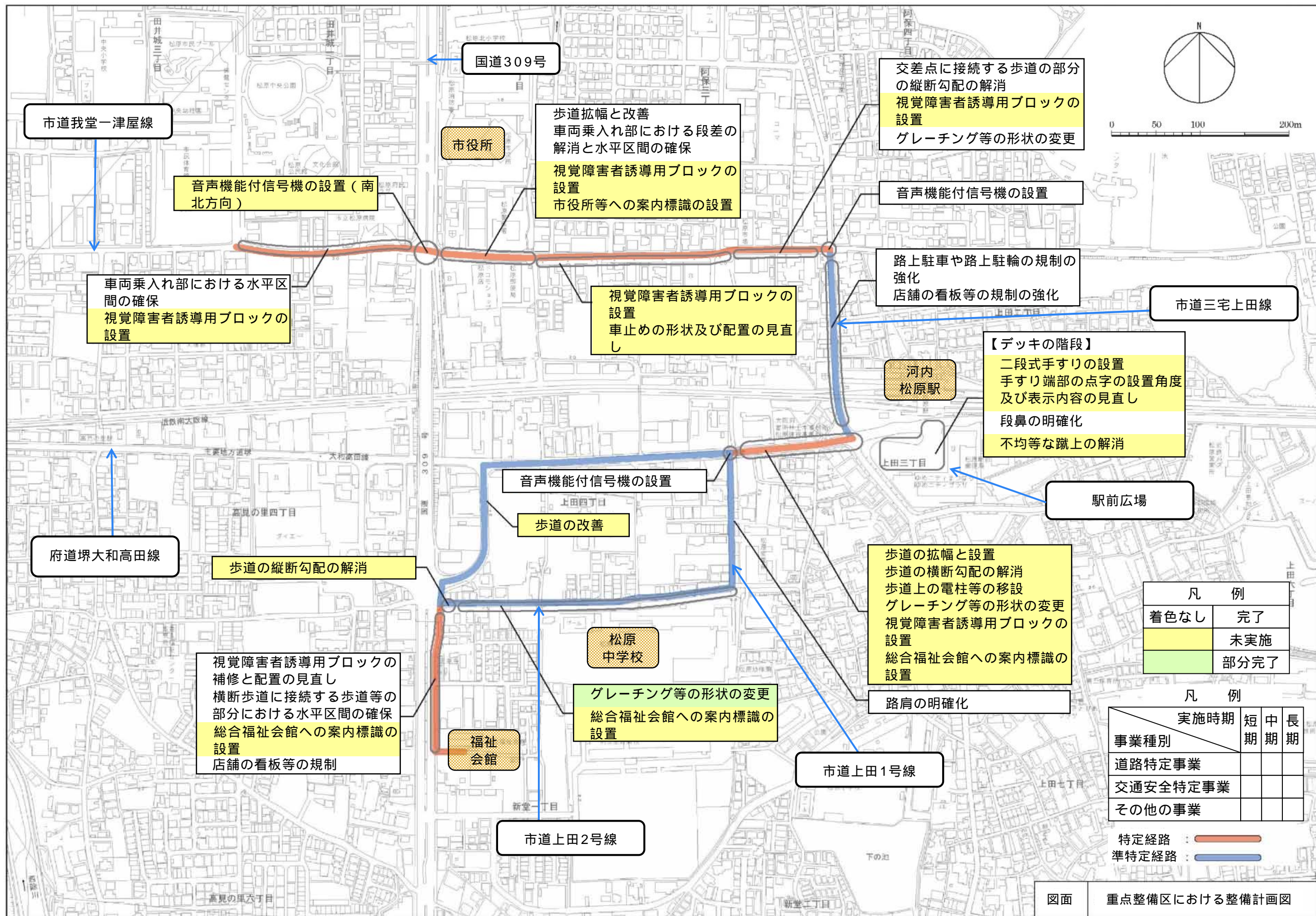
(4) その他事業

その他の事業は、「店舗の看板等の規制の強化」が挙げられており、現在も継続中です。

表 1-5：その他の特定事業の実施状況

事業内容	実施時期			実施機関	実施状況
	短期	中期	長期		
・店舗の看板等の規制の強化				大阪府・松原市	継続

短期：平成 16～17 年度、中期：平成 18～19 年度、長期：20～22 年度



着色なし	完了
黄色	未実施
緑色	部分完了

事業種別	実施時期		
	短期	中期	長期
道路特定事業			
交通安全特定事業			
その他の事業			

特定経路 : —
 準特定経路 : —

図面 重点整備区における整備計画図